

<p>奈良市議会議員政治倫理条例（案）</p>	<p>会派名または無所属議員名： <u>無所属 松石聖一</u></p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、奈良市議会議員（以下「議員」という）が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>全体 不要ではないか 公平の文言を入れることはできないか（①に）</p>
<p>(議員の責務) 第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に市民全体の利益を擁護し、<u>公共の利益を損なうようなことがあってはならない。</u></p>	<p>① → 応え ② → 一部への不公平な利益誘導を行って</p>
<p>(市民の責務) 第3条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚をもち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。 (1) 前条第1項第3号に規定する工事等の指名または選定の依頼 (2) 市職員の採用に関する推薦または紹介の依頼 (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄付行為 (4) 飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為 (5) その他、その地位による影響力を不正に行行使させるような働きかけ</p>	<p>。不正に行行使するよう働きかけ</p>

(政治倫理基準)

第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるような恐れのある行為をしてはならない。
 - (2) 議員は、刑法上の規定による贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品等の授受の行為をしてはならない。
 - (3) 議員は、市、及び市の出資法人（市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、及び市と密接な関係にあると認められる法人をいう。以下同じ。）が関係する公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入（以下「工事等」という）並びにこれらの下請けに関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。
 - (4) 議員は、市が行う許認可等の処分や指定管理者の指定に関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。
 - (5) 議員は、公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む）の採用、並びに市職員の昇格、異動の人事に関して推薦、紹介等の関与をしてはならない。
 - (6) 政治活動に関して法人その他の団体（政党その他の政治団体を除く。）から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせてはならない。
 - (7) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。
 - (8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。
 - (9) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。
- 2 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第7条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら深い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。

(5) 検討が必要 → 紹介について

(6) ?

(9) 不要かも知れない

(市の工事等の契約に関する遵守事項)

- 第5条 議員の配偶者並びに3親等以内の親族または同居の親族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業は、第4条第1項第3号に規定する工事等の直接契約について辞退しなければならない。
- 2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。
 - 3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に市議会議長（以下「議長」という）に提出するものとする。
 - 4 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。
 - 5 市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。

(企業等に在籍する議員の扱いをどうするか)

(宣誓書の提出)

- 第6条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。
- 2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。

→ 宣誓書を提出した議員

<p>(市民の調査請求権)</p> <p>第7条 市民は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添え、議員3名以上の紹介、又は地方自治法第18条に定める選挙権を有する者の100人以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求できる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて奈良市政治倫理審査会条例(平成〇年奈良市条例第〇条)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という)に調査を求めるものとする。</p>	<p>第7条 市民は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添え、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者100人の以上の連署とともに、議長に調査を請求できる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて(仮称)請求審査検討委員会を開催し、結果を受けて奈良市政治倫理審査会条例(平成〇年奈良市条例第〇条)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という)に調査を求めるものとする。</p> <p>(請求人の人数については、別途検討が必要)</p>
<p>(審査会の調査)</p> <p>第8条 審査会は、第7条第2項の規定により調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答するとともに、速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 審査会は、第1項の調査を行うため、関係者から資料の提出を求め、事情聴取を行うことができる。</p>	<p>4 請求人は必要に応じ審査会に出席して意見を述べなければならない。</p>

<p>(遵守事項の違反行為に対する措置)</p> <p>第9条 議員が第4条に違反している疑いがある場合、議長は、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により調査した結果、第4条の規定に違反しているとの結果が出た場合は、市長は、当該契約を締結してはならない。この場合において、市長は、その旨を公表するものとする。</p>	
<p>(贈収賄罪による起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により起訴され、なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員の請求により、市民に対する説明会を開催し、当該議員に出席、釈明させるものとする。</p> <p>2 前項の説明会開催請求は、起訴された日から50日以内にしなければならない。</p>	<p>(贈収賄罪による起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により起訴され、判決確定後なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員の請求により、市民に対する説明会を開催し、当該議員に出席、釈明させるものとする。</p> <p>(裁判中の取り扱いは、「疑わしくは被告人の有利に」との観点から、結審・判決確定後するべきではないか?)</p>

<p>(資産報告書の提出)</p> <p>第11条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、資産報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、前項による資産報告書の提出があったときは、これを市民に公開する。</p>	<p>(資産報告書の提出)</p> <p>第11条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、資産報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、前項による資産報告書の提出があったときは、法律に別段の定めがある場合を除きこれを市民に公開する。</p> <p>(個人情報保護)</p>
<p>(議員の協力義務等)</p> <p>第12条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席し意見を述べなければならない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、公務所及び公私の団体等に照会して実態を明らかにするものとする。</p> <p>3 審査会は、議員が虚偽の報告をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>(議員の協力義務等)</p> <p>第12条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席し意見を述べなければならない。</p> <p>2 審査会は、法律に別段の定めがある場合を除き、公務所及び公私の団体等に照会して実態を明らかにするものとする。</p> <p>3 審査会は、議員が虚偽の報告をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>(3項 憲法の代38条規定との整合性と名誉回復の方法も検討すべき)</p>

<p>(調査結果等の公表)</p> <p>第13条 条例第6条2項、第8条2項、第9条2項、第11条2項、第12条3項の公表は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>(1) 市の広報紙又は議会の広報紙に掲載する方法</p> <p>(2) その他議長が適当と認める方法</p>	<p>(調査結果等の公表)</p> <p>第13条 条例第6条2項、第8条2項、第9条2項、第12条3項の公表は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>(1) 市の広報紙又は議会の広報紙に掲載する</p> <p>(2) その他議長が適当と認める手段</p>
<p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>1 この条例の施行の際、現に議員である者の第5条の規定の適用については、同条第3項中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。</p> <p>2 この条例の施行の際、既に工事等の契約を締結しているものについては、この条例は、適用しない。</p>	